1 見直しの基本的考え方

- ・ ゼロベースの考え方に立ち、目標とする「あるべき姿」に到達するための要件を備える補助金 等のみを継続する。
- ・ 平成 20 年度は全課で全補助金等の見直し

2 見直し方法

(1) 公益性・公共性の観点からの見直し

項目	評価基準	見直し基準
必要性	経済社会情勢の変化や被補助者(団体含む)の目的・内	・情勢の変化によって目的が公益性を失うか、または
	容・効果の変化があっても、公益性が維持され、財政	期待する効果が望めない内容になり、補助の意義が顕
	支援する <u>必要性・意義</u> があること。	著に低下している場合。
		・被補助者の財政力がありながら補助している場合。
公平性	特定の被補助者に著しく補助金が集中することなく、	・補助金の応募周知が不足するなどして、特定団体に
	機会と金額の <u>公平性</u> が確保されていること。	補助が集中している場合。
	補助効果が測定可能であり、補助目的が <u>有効</u> に達成さ	・団体運営補助に顕著であるが、客観的な計数的効果
有効性	れていること。	を測定することができず、十分な有効性が説明できな
		い場合。
妥当性	被補助事務事業の目的・内容・補助金額が十分に補助	・団体運営補助と事業補助を同時に行い、二重補助に
女当注	目的に合致して <u>妥当</u> であること。	なっている場合。

(2) 補助金等の区分に基づく見直し

(2) 補助並等の位かに基づく見直し				
		区 分	見直し基準	
1	債務負担補助金	債務負担行為を設定している補助金 ・施設の建設費補助金など		
2	法令補助金	法律や県・市の条例、規則等に基づく補助金	・当市の施策と合致しないものについては、制度を適 用しないこと。	
			・市単独の単価増や補助対象要件の緩和等の上乗せ補助は原則廃止すること。	
3	国県協調補助金	国・県等の補助金とともに市が協調して支出する補助金	・補助事業者が定める市の協調補助率を超える上乗せ補助は原則廃止すること。	
4	事業費補助金	被補助者が主体となる事業補助金	・被補助対象事業費のうち、交際費、慶弔費、飲食費、 懇親会費等の不適切な費用は対象外とすること。	
5	政策誘導補助金	市が主体となって政策誘導のために支 出する補助金	・設定した終期が到来したものは必ず廃止すること。	
6	団体運営補助金	団体の運営費に対する補助金	・終期を必ず設定し、自立運営を促すこと。 ・補助率は対象経費の2分の1を上限とすること。 ・事業費補助を合わせて受けている場合は、団体運営 補助を廃止し事業費補助に移行すること。	

※ 合併協定によって、見直し期間又は期限を定めている場合には、見直し時期は上記によらない。